

総務省

インターネット上の偽・誤情報等への 対策技術の開発・実証事業

実施要領

【応募受付期間】

令和7年4月22日(火)～同年5月26日(月)正午

【事務局】

PwC コンサルティング合同会社

1. 事業の目的

多くの利用者が情報を収集・閲覧するプラットフォームサービス等のインターネット上では、偽・誤情報の流通・拡散に伴うリスクが急速に拡大しています。特に、災害時の情報収集や、民主主義の根幹である選挙等において、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用した情報発信・収集が活発化する中で、AIを利用した精緻・巧妙な偽・誤情報（画像、映像、音声等）の流通・拡散に伴うリスクをはじめ、偽・誤情報の流通・拡散に伴うリスクが増大しています。偽・誤情報の流通・拡散により、利用者が多様な情報を基に物事を正確に理解し適切な判断を下すことが困難になり、利用者が安心・信頼してデジタルサービスを利用することができなくなる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、インターネット上の偽・誤情報の流通・拡散リスクへの対策に資するため、対策技術の開発・実証を実施し、社会実装を推進することを目的としています。

また、偽・誤情報の対策技術の開発・実証及び社会実装の推進を目的とした研究を実施し、より迅速に利用者が安心・信頼してデジタルサービスを活用することを目的としています。

以上の目的等のため、総務省では、インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発・実証を実施することとし、必要となる調査研究の事務局としてPwCコンサルティング合同会社（以下「事務局」という。）を選定しました。このたび、総務省では、インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発・実証の実施を希望する団体を一般に広く募ることとしました。

2. 公募内容等

(1) 公募内容

インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発・実証事業（以下「本開発・実証」という。）

本開発・実証事業の対象とする技術開発区分と研究・調査区分としては具体的には以下を想定しています。技術開発区分の詳細は別添1を参照してください。

【技術開発区分】

1. コンテンツの真偽判別支援技術
2. 真正性保証・信頼性判断支援・改ざん検知技術
3. 情報流通状況の可視化・分析技術
4. 偽・誤情報の拡散を防止する技術
5. 偽・誤情報を無効化する技術

【研究・調査区分】

1. 偽・誤情報対策技術に係る研究
 - ・ SNS 上での偽・誤情報の拡散メカニズムに関する定量的・心理学的な分析
 - ・ 偽・誤情報の拡散防止や訂正の方法等に関する定量的・心理学的分析
 - ・ 偽・誤情報対策技術の効果測定に関する定量的・心理学的分析 等

提案事業が複数の技術開発区分に該当する場合には、提案内容における主たる技術開発区分を1つのみ選択ください。

なお、提案事業が上記の区分のいずれに該当するかが不明な場合には、事前に事務局に相談、確認の上、応募してください。

(2) 業務委託（請負）費

技術開発区分は1件あたり上限を5億円（税込）とします。

研究・調査区分は1件あたり上限を1千万円（税込）とします。

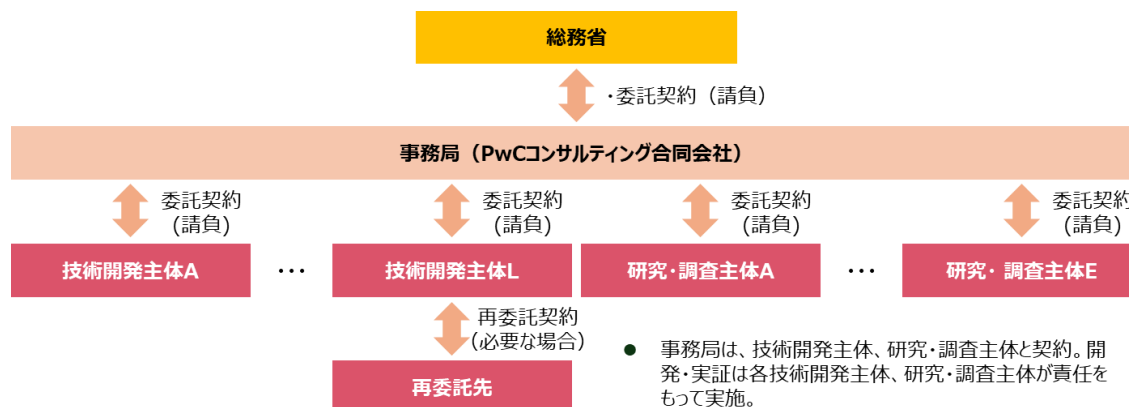
※技術開発主体、研究・調査主体が提出する資金計画書の妥当性等も踏まえて、支弁する金額を決定します。

(3) 採択予定数、採択合計額

技術開発区分の採択数は12-15件程度、研究・調査区分は5件程度、採択合計額は15億円以内を予定しています。

(4) 契約等の流れ

事務局（PwC コンサルティング合同会社）は、総務省の指示に基づき、技術開発主体、研究・調査主体と委託（請負）契約を締結します。



(5) 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3. 業務内容

本業務は「補助」ではなく、「委託」に基づくものです。業務委託費は調査研究の業務委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なりますので、この点、十分にご留意ください。

業務事項は技術開発区分と研究・調査区分で異なるため、提案する区分に応じた業務事項を確認してください。

(1) 業務事項【技術開発区分】

採択を受けた技術開発主体は、①～⑤までの事項を実施してください。

① インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発

- ・ インターネット上の偽・誤情報等の対策技術について適切な開発手法を検討し、それを実行すること。

※ なお、企画提案書においては、5（1）に示す評価の観点を十分に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

② インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の有効性等に関する検証及び調査

- ・ インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発に当たり、その有効性を定量的に検証するとともに、社会実装に向けた課題の解消に関する調査・検討等を行うこと。
- ・ なお、定量的な評価に当たっては、開発技術を検証するための指標だけでなく、社会実装に向けた効果検証を意識した指標を事務局と協議して設定した上で、適切な検証手法を検討すること。

※ 企画提案書において、5（１）に示す評価の観点を中心に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

③ インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の社会実装に向けた取組

- ・ インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の社会実装に向けて、導入先となるユーザーや関係するステークホルダーへのヒアリング、ビジネスモデルの検討等を行い、適宜必要となる調査を実施すること。
- ・ なお、ビジネスモデルの検討に当たっては、国内での導入だけでなくグローバルでの展開や国際標準等の取組も含まれていることが望ましい。

※ 企画提案書において、5（１）に示す評価の観点を中心に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

④ 成果報告書及び社会実装実施計画書の作成

- ・ 成果報告書については、上記①～③の実施内容や成果等について、指示する報告様式に沿って、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化し、報告書を作成すること。詳細については採択後に指示する事項に従うこと。
- ・ 社会実装実施計画については、事業化に向けた実効的な取組計画、事業化活動、体制、資金、及び社会実装する際の製品、サービス又はシステム要件を記述すること。詳細については採択後に指示する事項に従うこと。

⑤ 普及啓発活動への協力

- ・ 本開発・実証成果について、メディア対応やイベント開催、学会参加等を通じて、積極的に普及啓発活動に取り組むこと。また、本開発・実証期間の終了後も含め、総務省が実施する本開発・実証成果の普及啓発活動に当たって、本開発・実証内容に関する資料提供等の協力を行うこと。

(2) 業務事項【研究・調査区分】

採択を受けた研究・調査主体は、①～④までの事項を実施してください。

① インターネット上の偽・誤情報等への対策技術に係る研究の実施

- ・ インターネット上の偽・誤情報への先進的な対策技術について、社会実装に向けた有効性を増進させ、加速化させるために、研究を行うこと。
- ※ なお、企画提案書においては、5（１）に示す評価の観点を中心に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

② インターネット上の偽・誤情報等への有効性等に関する分析・調査

- ・ インターネット上の偽・誤情報等に寄与する先進的な取組について、その有効性を定量的に分析するとともに、社会実装に向けた課題の解消に関する調査・検討等を行うこと。
- ※ 企画提案書において、5（１）に示す評価の観点を中心に踏まえ、具体的な実施内容を提案すること。

③ 成果報告書の作成

- ・ 成果報告書については、上記①、②の実施内容や成果等について、指示する報告様式に沿って、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化し、報告書を作成すること。詳細については採択後に指示する事項に従うこと。

④ 普及啓発活動への協力

- ・ 本開発・実証成果について、メディア対応やイベント開催、学会参加等を通じて、積極的に普及啓発活動に取り組むこと。また、本開発・実証期間の終了後も含め、総務省が実施する

本開発・実証成果の普及啓発活動に当たって、本開発・実証内容に関する資料提供等の協力を行うこと。

(3) 納入成果物

技術開発主体、研究・調査主体は、本開発・実証の成果等について、指示する報告様式に沿って、以下の①～④の資料を作成し、別途指定する納入期日及び納入場所に技術開発主体、研究・調査主体内の了解を得て取りまとめを行ってください。成果報告書の添付資料及び個人情報等を除き、原則として公開することを前提として作成してください。

① 成果報告書【技術開発区分、研究・調査区分共通】

- ・ 本開発・実証の実施内容及びその成果等について、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化すること。Microsoft Word/Excel/PowerPoint を使用して、A4・30～100 ページ程度（添付資料を含まない。）で作成してください。
- ・ 様式やページ枚数等の詳細については採択後に別途指示する場合があります。その場合は指示する事項に従ってください。

② 成果報告書 概要版【技術開発区分、研究・調査区分共通】

- ・ 成果報告書を要約した概要版について Microsoft PowerPoint を使用して、A4・10～20 ページ程度（添付資料を含まない。）で作成してください。
- ・ 様式やページ枚数等の詳細については採択後に別途指示する場合があります。その場合は指示する事項に従ってください。

③ 成果報告書 簡易版【技術開発区分、研究・調査区分共通】

- ・ 主たる本開発・実証の成果及び今後の課題等について、Microsoft PowerPoint を使用して、A4・1 ページで作成してください。
- ・ 様式については採択後に別途指示する場合があります。その場合は指示する事項に従ってください。

④ 社会実装実施計画書【技術開発区分のみ】

- ・ 社会実装に向けた取組等の計画について、Microsoft Word/Excel/PowerPoint を使用して、A4・10～30 ページ程度（添付資料を含まない。）で作成してください。
- ・ なお、本社会実装実施計画書に基づく取組状況や実績については、本開発・実証が終了した翌年度以降も、主管課が必要に応じてフォローアップを行い、随時報告を求めることがあります。
- ・ 様式やページ枚数等の詳細については採択後に別途指示する場合があります。その場合は指示する事項に従ってください。

4. 応募等

(1) 応募資格者の要件

応募者である技術開発主体、研究・調査主体は、以下の全ての要件を満たしていること。技術開発主体、研究・調査主体としてコンソーシアムを組成する場合には、事業の取りまとめを行う代表機関を定め、当該代表機関は、本実施要領に定める一義的な責任を負うものとします。

- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、本開発・実証について、調査研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有していること。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、技術開発主体、研究・調査主体に本開発・実証規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある者を業務統括責任者（以下「プロジェクトマネー

ジャー」という。)にすること。なお、プロジェクトマネージャーは以下の要件を満たすものとします。

- 本開発・実証の進捗管理等、本開発・実証を統括するとともに、事務局並びに総務省の求めに応じて事業の内容の説明等を行う責任をもつこと。
- 技術開発主体、研究・調査主体に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
- 本開発・実証の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- 本開発・実証の遂行に際し必要な高い見識、本開発・実証全体の企画調整・進行管理能力、及び、本開発・実証規模相当のプロジェクトを統括する等の実績を有していること（長期出張、人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合は、プロジェクトマネージャーになることを避けること。）。)
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、「経理責任者」を1名設置し、法人・団体・個人等への経理処理証憑等の提出の指示・取りまとめを行い、事務局宛の期限内の提出や提出内容の正確性への責任を持つこと。
- ・ 本開発・実証の遂行に当たり、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先を含む）において適切な管理運営を行う能力・体制（情報管理統括責任者・情報管理責任者の設置を含む。）が構築されていること。
- ・ 開発・実証団体（コンソーシアム）を組織して本開発・実証を行う場合は、参加する全ての機関が同意していること。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託等を含む。）は、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の国内の法人格を有していること。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託等を含む。）が、総務省の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・ 業務委託契約の締結に当たっては、提示する業務委託契約書（請負）に合意できること。業務の実施について、総務省及び事務局の指示に従うこと。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託等を含む。）が予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託等を含む。）が暴力団排除対象者に該当しない者であること。暴力団排除対象者の該当者を以下に示します。
 - 契約の相手方として不適当な者。
 - ✧ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ✧ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ✧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ✧ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 契約の相手方として不適当な行為をする者。
 - ✧ 暴力的な要求行為を行う者。
 - ✧ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - ✧ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

- ◇ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- ◇ その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ・ 暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- ・ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。
 - 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』
 - URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>
- ・ 応募時点において、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）が、適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の2第1項による登録を受けた事業者）であること。また、技術開発主体、研究・調査主体が実証機関の業務執行者として、実証機関の事業としての適格請求書を交付すること。また、消費税法第57条の6の規定に違反しないことを宣誓すること。

(2) 応募から業務委託契約までの流れ

令和7年 4月22日（火） 午後2時 受付開始
 令和7年 5月26日（月） 正午 企画提案書提出締切
 令和7年 6月中旬頃 外部有識者による評価等
 令和7年 6月下旬頃 採択案件（技術開発主体、研究・調査主体）の発表
 令和7年 7月頃 事務局との契約締結、本開発・実証開始
 令和8年 2月頃 成果報告書案等の提出
 令和8年 3月頃 成果報告会の開催
 ※採択候補先の選定状況等によって多少前後する場合がある。

(3) 応募手続等

① 応募の区分

提案書類を提出する電子メール内に、①提案主体区分と、②技術開発区分/研究・調査区分について、下記の内いずれに該当する提案であることを明記してください。

技術開発区分の審査に当たっては、令和6年度「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業」の採択を受けた技術開発主体（以下「前年度採択された技術開発主体」という。）と今年度新規採択を希望する技術開発主体（以下「今年度新規採択を希望する技術開発主体」という。）では適用される審査基準が異なるため、提案主体区分は正確に記載してください。なお、①提案主体区分について、前年度採択された技術開発主体と同一組織に所属する場合も、技術や関わる人員が異なる場合には、今年度新規採択を希望する技術開発主体としての応募が可能です。提案主体区分において、研究・調査主体を選択した場合は、②技術開発区分/研究・調査区分において、「偽・誤情報対策技術に係る研究」を選択してください。

ア 提案主体区分（単一選択）

- ・ 前年度採択された技術開発主体
- ・ 今年度新規採択を希望する技術開発主体
- ・ 研究・調査主体

イ 技術開発区分/研究・調査区分（単一選択）

【技術開発区分】

- ・ コンテンツの真偽判別支援技術
- ・ 真正性保証・信頼性判断支援・改ざん検知技術
- ・ 情報流通状況の可視化・分析技術

- ・ 偽・誤情報の拡散を防止する技術
- ・ 偽・誤情報を無効化する技術

【研究・調査区分】

- ・ 偽・誤情報対策技術に係る研究

※①提案主体区分、②技術開発区分/研究・調査区分いずれについても、事務局より確認をさせて頂く場合がございます。

② 応募方法

本開発・実証の事務局に③に示す提出書類（電子媒体）を電子メールで提出してください。提出先は以下のとおりです。

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

公共事業部

「総務省 インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発・実証事業」事務局

担当：下山、平、橘、尾崎、酒井、今井

【提出・連絡先】 jp_cons_kobo_nisegojyoho_atmark_pwc.com

- ※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には「@」に変更してください。
- ※ 郵送、持ち込みでの提出は不可とします。
- ※ メールの件名は「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業（企業・団体名）」としてください。
- ※ 提出書類のサイズが 10MB を超える場合には、事前に上記連絡先に相談し、提出方法について指示を受けてください。

③ 応募書類と提出方法

- ☐ （様式 1）企画提案書等
- ☐ （様式 2）企画提案書概要版
- ☐ （様式 3）業務の実施体制及び管理体制
- ☐ （様式 4）業務従事者名簿
- ☐ （様式 5）事業スケジュール
- ☐ （様式 6）資金計画書

④ 募集期間

令和 7 年 4 月 22 日（火）～同年 5 月 26 日（月）正午

⑤ 応募に当たっての注意事項

- a. 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- b. 以下の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ・ 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - ・ 提案書に不備があった場合に提案書の修正を依頼したにもかかわらず、期限までに修正できない場合
 - ・ 提案書に虚偽が認められた場合
- c. 本業務の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- d. 本要領以外の方法による応募書類の提出は受け付けません。

- e. 応募受付期間終了後の提案書その他応募内容に関する修正には応じられません。
- f. 上記のほか、本開発・実証に係る特記事項は以下のとおりです。
 - ・ 本業務以外の委託事業又は補助金事業（公募中のものを含む。以下同じ）と、本業務における経費は明確に区分してください。本業務以外の委託事業又は補助金事業と、本業務において使途が同一の経費が含まれる場合は、提案全体を無効とします（採択後に判明した場合、採択を取り消します。）
 - ・ 本業務以外の委託事業又は補助金事業について、使途が同一の経費が含まれないことを明らかにするため、本業務及び本業務以外の委託事業又は補助金事業との役割分担を記載してください。
 - ・ 本業務と本業務以外の委託事業又は補助金事業の間の役割分担に係る記載が不十分又は不正確と判断される提案は無効とします。
 - ・ 本業務以外の委託事業又は補助金事業と本業務において使途が同一の経費が含まれない場合であっても、本業務の採択が本業務以外の委託事業又は補助金事業の遂行の前提となることが見込まれる提案、及び、本業務以外の委託事業又は補助金事業若しくは交付金事業の採択が本業務の実施の前提となることが見込まれる提案は無効とします。
 - ・ 本業務以外の委託事業又は補助金事業において取得した財産を本業務に利用しようとする場合、委託事業にあつては当該事業の契約その他により定められた財産の管理方法の条件等、補助金事業にあつては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定及び交付決定時に付された条件等に反しないことが求められます。総務省及び事務局は、本業務以外の委託事業又は補助金事業との間の調整等には一切関知することができないので、提案に際し十分に留意又は確認してください。

(4) 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。ご希望の方は、以下の Web 入力フォームからお申し込みください（<https://forms.office.com/r/ThbkXu2rQ6>）。

申込の締切は、令和 7 年 4 月 30 日（水）14:00 です。申込者多数の場合は、期限を待たず、応募を締め切る場合があります。参加申込された方には Web 会議への接続方法等を、同年 4 月 30 日中を目途にご登録いただいたメールアドレス宛に別途ご連絡します（公募説明会の参加資格がない方、申込に不備があった方には、連絡等の送付ができずご参加いただけません）。

【説明会開催要領】

(1) 日時 令和 7 年 5 月 1 日（木）13:00～14:00（最大）

(2) 開催方法 Webex を予定

(3) 対象者

- ・ 公募説明会は公募に応じる可能性がある法人の社員等を対象としています。それ以外の方の参加はご遠慮ください。

(4) 注意事項

- ・ 公募説明会への参加申込をした時点で、以下に掲げる事項に同意されたものとみなしますので、ご了承の上、お申し込みください。
 - プロバイダメールアドレス又はフリーアドレスで登録された場合、公募説明会の参加はいたしかねます。所属先のビジネス用個人メールアドレスをご登録ください。
 - 接続に関して技術的なお問い合わせには対応いたしかねます。
 - 公募説明会の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード、また資料の無断転用は固くお断りいたします。

- 事務局は、公募説明会の模様及び内容を録音及び録画し、その記録を保存することができるとします。公募説明会の参加にあたりましては、事務局の動画録画及び記録の保存に同意いただく必要があります。

(5) 情報等の提供（公開）

採択された個々の開発・実証事業に関する情報（課題名、概要、技術開発主体、研究・調査主体名、実施期間等）は、一般に公開する可能性があるため、あらかじめご了承ください。

5. 委託先の選定

(1) 委託予定先の選定

① 審査について

委託予定先の選定は、外部専門家等で組織する有識者会議において、②の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、ヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングの時間は別途担当者より御連絡いたします。また、必要に応じて、提案書類（資金計画書を含む。）の修正や、追加資料等の提出を求める場合があります。提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

② 審査基準

審査は、ア 必須項目【技術開発区分、研究・調査区分共通】、イ 加点項目【技術開発区分】、ウ 加点項目【研究・調査区分】に分けて実施します。なお、前年度採択された技術開発主体については、エ 加点・減点項目の審査対象となることにも留意してください。

ア 必須項目【技術開発区分、研究・調査区分共通】

下記の要素が満たされていない事業者は審査対象としての基準を満たさないものとし、他項目の評価にかかわらず委託予定先としません。

分類	評価基準
必須項目【技術開発区分、研究・調査区分共通】	実施事項で定めた内容の網羅性
	実施体制の事業遂行能力
	実施スケジュールの妥当性
	情報セキュリティ対策の適切さ

イ 加点項目【技術開発区分】

分類	評価基準
加点項目【技術開発区分】	KPI として定める観点
	技術面での KPI の観点 開発・実証の対象となる技術の達成度合いが定量的に評価できるような KPI の観点が適切に定められていること（偽・誤情報の検知率、削減率等）
	ビジネス面での KPI の観点 社会実装を進める上でのビジネス視点・ユーザー視点での達成度合いが定量的に評価できるような KPI の観点が適切に定められていること
	技術の進化・可用性
	期待成果の明確さ - 開発・実証による期待成果が明確か - 従前の研究開発等と明確に区分ができるか
	技術の横展開の可能性 開発・実証の成果として得られる技術等が、提案主体だけでなく、幅広い主体に利用可能なものか
	技術が対処可能なユースケース/偽・誤情報のカバレッジ

		- 開発・実証の対象のユースケース/偽・誤情報に対処可能か - 他のユースケース/偽・誤情報も汎くカバーできるか
	社会実装に向けた進展	社会実装に向けた課題解決
		社会実装に向けた課題に応える提案内容になっているか
		社会実装に向けた体制
		- 技術の実用化や利用の主体が開発・実証の体制に含まれるか - 上記による開発・実証後の円滑な社会実装が見込まれるか
		社会実装に向けた広がり
		- 対象技術が、幅広い主体が利用可能なものか - 対象技術が、国際標準化を見据え、具体的に実行できるか - 開発・実証成果が、幅広い主体の利用の後押しになるか
		ビジネスモデルの検討状況
		- 社会実装を進める上での、ターゲット市場や顧客価値の明確化、ターゲット・ステークホルダー分析等が具体的に示しているか - 費用対効果/事業採算性の検討等が適切に行えているか

ウ 加点項目【研究・調査区分】

分類		評価基準
加 点 項 目 【 研 究 ・ 調 査 区 分】	専門知識・適格性	研究内容に関する専門性の有無、適格性 - 偽・誤情報への対策について、当該分野に関する社会動向、先行研究、制度等を理解するための学術的及び専門的知見を有しているか - 偽・誤情報の動向に関する深い知見を有し、より効果的な調査手法を提案・実施する能力を有していること
	研究内容	研究内容の妥当性、独創性 - 本実施要領記載の業務事項について全て提案されていること - 研究調査の抽出・分析手法が妥当であること（分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する） - 研究において、独創性・先進性があること
	研究経験及び実績	研究・調査主体の研究業務の経験及び実績 - 提案内容の研究業務に寄与する技術に関する研究調査を実施した経験及び実績があるか - 上記以外にインターネット上の偽・誤情報等への対策に寄与する技術に関する研究調査を実施した経験及び実績があるか ※業務の実績内容により加点する。

エ 加点・減点項目【技術開発区分、前年度採択された技術開発主体のみ】

前年度採択された技術開発主体を対象に、下記の評価基準に基づき、ア及びイの得点からの加点または減点を実施します。

分類		評価基準
加 点 ・ 減 点 項 目	前年度開発・実証を踏まえた進展状況及び新規性	前年度開発・実証の成果及び進展状況
		- 前年度開発・実証における成果品質(特許やプロダクト等) - 前年度成果を踏まえた現時点での新たな進展
		前年度開発・実証を踏まえた新規性
		- 前年度開発・実証を踏まえた課題の具体的な改善案が示されているか - 今年度提案における新たな提案要素や独自性の有無

③ 委託予定先の選定方法

以上の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。提案書を作成する際に、上記の評価基準を参照の上、記載を盛り込んでください。形式的な不備のほか、必須項目を満たしていない事業は、他項目の評価にかかわらず委託予定先としません。

選定の際、委託予定先に対し、必要に応じて、本開発・実証実施に当たり、提案内容の修正を求める等、有識者会議の意見等を踏まえ、留保条件を付す場合があるものとします。留保条件の全部又は一部が実行できないと総務省が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

技術開発区分、研究・調査区分において、偏りが出ないように総務省・事務局で配慮しながら委託予定先を決定する場合があります。

④ 委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

委託予定先の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

(2) 選定結果

選定結果は、審査委員会終了後に応募者である技術開発主体、研究・調査主体に通知します。委託予定先として選定する場合は、必要に応じて、本開発・実証実施に当たって、留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと総務省又は事務局が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、委託予定先名を総務省のホームページで公表します。なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

6. 業務委託契約の締結

(1) 業務委託契約の締結

① 実施計画書の作成

技術開発主体、研究・調査主体は、採択後、実施計画書を作成します。実施計画書は、採択通知後に指定する様式にて作成を実施してください。当該実施計画書は、業務委託契約書（請負）の一部とします。なお、申請者都合による内容の変更は一切認めないものとします。申請者都合により実施計画書の全部又は一部の遂行が困難と判断される場合は、採択を取り消します。

業務委託の委託額（上限）は、有識者による提案書の評価結果、技術開発主体、研究・調査主体が提出する支出計画書の妥当性なども踏まえて決定します。なお、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合があります。

実施計画書は、レビュー及び技術開発主体、研究・調査主体による反映を行った後、総務省の承認を得て確定します。

② 業務委託（請負）契約の締結

実施計画書の確定後、事務局が総務省に対して、事務局から技術開発主体、研究・調査主体への再委託の承認申請手続を行います。その際、採択された技術開発主体、研究・調査主体に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあり、追加資料の提出を求められた技術開発主体、研究・調査主体は、これに応じるものとします。総務省から再委託の承認が下りたのち、事務局と採択された技術開発主体、研究・調査主体との契約手続を行います。ただし、実施計画書確定後であっても、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）が、公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）に対して是正を求めることができます。この場合において、総務省から再委託についての承認が得られない場合又は事務局が相

当と判断する場合は、事務局は、何らの負担・責任を負うことなく採択を取り消すことができるものとします。

委託予定先との契約締結が不可になった場合は「5. 委託先の選定」の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

(2) 契約上支払対象となる経費

① 対象経費

経費計上は、本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書に基づいて行われていることを要します。また、原則契約期間中に発注し、かつ支払が完了した経費のみが計上できるものとします。また、経費計上には証憑書類が必要になります。

経費計上は、本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書（計画変更承認申請書とこれに対する承諾書、計画変更に係る通知書を含む。）に基づいて行われていることを要します。支払を証明できる証憑書類等が整備されていなければ、原則、必要な費用として認められませんので注意してください。なお、委託先決定後に詳細を記述した経理処理マニュアルを配布しますので、その内容に従って経理処理を実施していただきます。

ア 物品費

- a. 設備備品費：本業務の実施に直接必要な設備・物品の製作又は購入に係る経費、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、原則、リース・レンタル等で経費が抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください（借料に計上すること）。また、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ等、本業務以外に汎用的に利用可能な設備備品は対象外とします。リースなどで調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書の提出を必須とし、事務局が特に必要があると認める場合に限り、対象経費とします。
- b. 借料：物品等の借料。本業務の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（本業務のために直接必要であって、技術開発主体、研究・調査主体又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。リース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、本業務終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。
- c. 消耗品費：本業務の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。また、文房具等、本開発・実証以外の汎用的に利用可能な消耗品は対象外とします。

イ 人件費

業務従事者名簿に登録されている、業務従事者の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当（福利厚生に係るものを除く。））。

ウ 謝金

本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換や検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループ等を含む。）の開催や運営に要する委員等（講演等を行う外部講師を含む。）への謝金。

エ 旅費・交通費

本業務の実施に特に必要となる出張等での、業務従事者の旅費（交通費、宿泊費）、学会参加費等であって、技術開発主体、研究・調査主体の旅費規程等により算定された経費。また、本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する委員等旅費。加えて、委員会の委員が本業務の実施に必要な調査に要する旅費（交通費、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費。業務従事者の出張旅費は、片道100km以上の旅程のものに限り対象とし

す。海外出張は事務局との事前協議に基づき、その必要性が特に認められたものに限り、経費の対象とします。

オ その他

- a. 工事費、保守費、改造修理費：本業務に直接必要なシステム設置に係る工事、装置のメンテナンス、保守費及び改造修理費であって、事務局との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみを対象とします。
- b. 印刷製本費：本業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
- c. 会議費：本業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
- d. 通信運搬費：本業務の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
- e. 光熱水料：本業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。事業所、オフィス等の光熱水料は対象外。
- f. その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費）：本業務の実施に必要な設備、施設使用等に要する経費であって、事務局と事前協議により支出するもの。又は、本業務の実施に必要な経費であって他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費であって、事務局と事前協議により支出するもの。

カ 一般管理費

ア～オの直接経費（消費税及び消費税相当額を除く。）に一般管理費率を乗じた額。一般管理費率は10 %、又は、技術開発主体、研究・調査主体における財務諸表から算定した割合等、合理的な説明が可能なものとします。上記にかかわらず、大学等の場合は、一般管理費率を別途設定する場合があります。

キ 再委託・外注費

本業務を行うために必要な経費の中で、技術開発主体、研究・調査主体が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託・外注するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）をいいます（準委任契約、請負契約の契約形態を問いません。）。事務局との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみを対象とします。

- ・ 本開発・実証における企画立案・遂行管理等の業務のうちその本質的な部分、並びに、技術的検討等の開発・実証に係る本質的な部分の再委託は認めません。
- ・ 外注を認める例としては、実施手法を具体的に指定した上での検証作業の委託、仕様を具体的に指定した上でのプログラム作成の委託、シンポジウム等の開催に係る集客・議事録作成等を想定しています。

② 契約上支払対象とならない経費

直接経費は、業務に直接必要な経費に限り、例えば、次の経費については、原則、計上の対象外とします。

- ・ 経費の振込に係る手数料
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体の検査に係る経費
- ・ 経理事務に従事する場合の人件費、及び経理事務のために発生した経費
- ・ 業務に直接係わらない事務的な打合せに係る経費
- ・ 事務局の検査を受検するために要する旅費・交通費
- ・ 知的財産の管理に係る経費
- ・ オフィスの賃借料等、維持管理費用
- ・ 学会登録料、為替差損、特許出願に係わる経費等

- ・ 業務従事者等が事務用品等として間接的に用いる一般事務用品や消耗品の類（例えば、コピー機、コピー機のトナー、プリンタ、プリンタのインクカートリッジ、印刷用紙や文房具等の事務用品、机等の事務機器、一般書籍、新聞、雑誌等。）
- ・ 事故対応に要する一切の費用（取材行為への対応、現状復旧、補償を含む。）
- ・ 取得財産を滅失又は毀損した場合における、当該取得財産についての補修、部品の取替、製造等に要する一切の費用
- ・ 国や地方公共団体が実施する補助事業又は交付金事業における、当該補助金や交付金以外の自己資金部分への充当

③ 購入機器等の管理

本業務により技術開発主体、研究・調査主体が業務委託契約に基づき取得した物品（設備備品費で購入した機械装置等）の所有権は、本業務の実施期間中は技術開発主体、研究・調査主体に帰属します。技術開発主体、研究・調査主体には本業務の実施期間中、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本業務の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどの方法により、明示してください。なお、取得した物品（試作品を含む。）の本業務終了後の取扱いについては、社会実装に向け有効に活用頂くことを前提に、個別に決定します。

7. 成果の取扱い

(1) 成果報告書等

プロジェクトリーダーは、本開発・実証終了時に成果報告書を取りまとめ、総務省が事務局を通じて指定する期日までに提出してください。なお、指示による修正を全て行う必要があります。成果報告書は、総務省が別途指定するホームページ等に公開する可能性があります。また、プロジェクトリーダーは、技術開発主体、研究・調査主体の受託に係る費用の支出実績を取りまとめた支出報告書を、契約書に定める時期までに提出するものとします。

(2) 結果の公表

- 論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本業務に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその内容を、事務局を経由して総務省に連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に研究成果の内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。
- 公表に当たっては、本業務に係る活動又は成果であることを明記するものとします。
- 本業務の成果については、本業務終了後、総務省又は事務局が、発表会や、冊子等により公表する場合があります。その際、技術開発主体、研究・調査主体に協力を求めることがありますので御承知おきください。

(3) 成果に係る知的財産権の帰属等

成果に係る知的財産権の帰属については、本公募要領に付属する「業務委託(請負)契約書」をご確認ください。

8. その他応募に当たっての注意事項

(1) 虚偽の申請に対する対応

本開発・実証に係る申請内容において虚偽行為が明らかになった場合、業務委託契約を取り消し、損害賠償等を技術開発主体、研究・調査主体に求める場合があります。

(2) 指名停止を受けた場合の取り扱い

応募受付期間中に談合等によって総務省から指名停止措置を受けている者が参画予定である応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に参画予定者が指名停止措置を受けた応募は、不採択とします。

(3) 秘密の保持

本開発・実証に関して総務省又は事務局から開示された業務上の秘密がある場合、契約期間の内外にかかわらず、これを決して第三者に漏らさないでください。当該秘密を第三者に開示した場合は、事前に事務局を通じて総務省と協議する必要があります。

(4) サプライチェーンや事故等のリスクマネジメント

① サプライチェーンリスク対応

サプライチェーンリスク対応に関して、以下に掲げる事項を満たすこと等を証するため、サプライチェーンリスク対応に関する実施体制等を提案書に記載してください。

また、業務に利用する情報システム・機器の提供事業者及びその製品について、機器名、機器の種類、型番、開発供給計画認定実績の有無（特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合に限る。）、製造企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））、対象機器の製造国、販売企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））、技術提供企業（ソフトウェア・ライセンス提供を含む。名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））、役務提供企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））を提案書に記載してください。

対象とする情報システム・機器は、業務の実施のために構築する実証環境（データ計測、解析用設備を含む。）を構成する情報システム・機器のうち、通信回線装置、サーバ装置、端末、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体とします。具体的な定義は、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（2018年12月10日関係省庁申合せ、2023年4月1日一部改正、https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf）を参照してください。

上記の情報システム・機器には、本開発・実証事業のために構築する環境を構成する機器のうち、データ処理設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの）、無線通信機器、端末、検証データ計測・解析用設備を含みます。

業務に利用する役務の提供事業者及び役務（システム開発、運用・保守、通信サービス、クラウドサービスの提供、電子証明書、ドメイン、端末等の破棄、データの管理・処理）については、外注の事前承諾の際にサプライチェーン対応について事務局が確認しますので、必要な情報提供を求めますので、了承願います（情報システム・機器に準じる。）。

ア 要求するサプライチェーン対応

- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、業務に利用する物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると技術開発主体、研究・調査主体が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他総務省及び事務局の意図せざる変更を行ってはならないものとします。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、業務に利用する物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他総務省及び事務局の意図せざる変更が行われなように相応の注意をもって管理しなければならないものとします。
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、業務に利用する物品について、障害等リスクを引き起こすこと等により公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（技術開発主体、研究・調査主体がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、

又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとします。

- ・ 上記のほか、技術開発主体、研究・調査主体は、サプライチェーンリスク（業務に利用する物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他総務省及び事務局の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならないものとします。

イ その他本業務において利用する物品の要求機能・性能

- ・ 本業務において利用する物品は、障害等リスクが潜在すると技術開発主体、研究・調査主体が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他総務省及び事務局の意図せざる変更が行われていないものでなければならないものとします。
- ・ 本業務において利用する物品は、障害等リスクが潜在すると技術開発主体、研究・調査主体が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他総務省及び事務局の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の技術開発主体、研究・調査主体（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならないものとします。
- ・ 本業務の実施にあたり、技術開発主体、研究・調査主体（下請負者、再委託先等を含む。）は、本業務において利用する物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他総務省及び事務局の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとします。

② 資本関係・役員の情報等に関する情報提供

- ・ 技術開発主体、研究・調査主体は、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提示するものとします。
- ・ 本開発・実証に係る業務従事者を限定するものとします。また、全ての業務従事者の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍について掲示するものとします。本業務の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に事務局を通じて総務省の確認を得るものとします。
- ・ 再委託を行う場合、技術開発主体、研究・調査主体は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績・国籍等に関する情報の提供を行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを、事務局を通じて総務省に報告し、確認を得るものとします。

③ 事故等のリスクマネジメント

本開発・実証に係る業務の履行等において発生した「すべての事故」を対象に、委託先及び再委託先（再々委託以降を含む。）の行為に起因する労働災害、死傷公衆災害及び物損公衆災害、ならびに、再委託先（再々委託以降を含む。）が死傷したもらい事故に関する報告を速やかに行う必要があるものとします。

ア 対象者

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託以降を含む。）に対しても適用します。

イ 用語の定義

- a. 労働災害（業務作業が起因して、業務関係者が死傷した事故）
 - ・ 業務関係作業が起因して、業務関係者が死亡または負傷した事故
 - ・ 業務用車両（レンタカーを含む。）による機材などの輸送作業が起因して業務関係者が死亡あるいは負傷した事故。
- b. もらい事故（第三者の行為が起因して、業務関係者が死傷した事故）
 - ・ 当該関係者以外の第三者が起因して業務関係者が死亡あるいは負傷した事故
- c. 死傷公衆災害（業務作業が起因して、当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故）
 - ・ 業務関係者作業及び輸送作業が起因して当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故
- d. 物損公衆災害（業務作業が起因して、当該業務関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）
 - ・ 業務関係者作業及び輸送作業が起因して当該業務関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故
- e. 輸送作業
 - ・ （通勤途上での交通事故を除く。）

ウ 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「初動対応」、「応急処置」、「事後対策」の各段階に応じて適切に処理するものとします。

- a. 初動対応
 - ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、業務履行中に事故が発生した場合は、直ちに事務局の担当に通報（報告）しなければならないものとします。〔事務局に対して、事故発生後（事故の可能性や異変（例：レンタカーの車の傷）をしたときから）1時間以内に第1報を入れること。〕
 - ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、随時、事故内容を事務局担当に「事故報告（第〇報）」等により、報告しなければならないものとします。
 - ・ 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、事故に係る被害状況・原因等の情報収集に努め、報告内容に変更があった場合は遅滞なく事務局担当へ報告しなければならないものとします。
- b. 応急措置
 - ・ 事故の影響に対する危険回避措置
 - 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、適切な措置を執らなければならないものとします。
 - 輸送作業に伴う事故に関しては、運転者は、直ちに運転を中止するとともに、負傷者の救護、道路における危険を防止する等の必要な措置、警察官への連絡を行わせることを徹底するものとします。
 - ・ 死亡事故の場合の措置
 - 現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力しなければならないものとします。
- c. 事後対策
 - ・ 総務省及び事務局は技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）に対し、必要に応じて、事故報告書の提出を求める場合があるものとします。また、必要に応じ事故に関する調査や委員会を実施する場合があるため、技術開発主体、研究・調査主体は当該委員会等に参加しなければならないものとします。

エ その他

業務履行中に事故が発生した場合の被害者対応、報道対応、事故の原因究明等を含む事故対応は、原則として、事故が発生せしめた事故当事者が実施するものとします。

事故発生に関する最初の記者会見、プレスリリース等は、原則として、事故当事者において、実施することとします。ただし、事前に総務省及び事務局に発表する内容を報告等するものとします。

(5) 情報管理の適正化について

① 本開発・実証の実施体制

本開発・実証の実施に当たって技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に協議するものとします。

- ・ 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ・ 情報管理責任者等が、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

② 情報セキュリティ等

ア 情報セキュリティを確保するための体制の整備

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）ごとに情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め（以下「情報管理責任者」という。）、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制（以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。）を整備し、本契約に係る業務の着手に先立ち、応募書類としてその概要を示す資料を提示してください。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持してください。情報セキュリティを確保するための体制には、情報セキュリティ対策業務を中心とした部門を参加させてください。技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、事務局からの求めがあった場合に、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所に関する情報、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供してください。技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、本契約に係る業務の作業を、セキュリティが確保された安全な場所において行ってください。

イ 対策の履行が不十分な場合の対処

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）の責任者は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を総務省又は事務局が認める場合には、総務省又は事務局の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応をとるものとします。

ウ 情報の機密保持

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、本契約に係る業務の実施のために総務省又は事務局から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守するものとします。ただし、既に公知である情報については、この限りではありません。

- ・ 本開発・実証に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- ・ 本開発・実証に係る業務を行う者以外には機密とすること。

エ 情報の保護（情報保護・管理要領）

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、本開発・実証に係る業務の実施のために総務省又は事務局から提供する情報について、十分な管理を行うものとします。なお、技術開発主体、研究・調査主体は、約款による外部サービスの利用で総務省又は事務局から提供する個人情報をはじめとする要機密情報を取り扱うことはできないものとします。

オ 監査証跡の取得

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、本開発・実証に係る業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得するものとします。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について総務省又は事務局へ報告するものとします。不正なアクセス又はそのおそれの確認された場合には、遅くとも1時間以内に事務局に報告するものとします。

カ 機密情報の保存場所に係る制限

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、本開発・実証に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存するものとします。

キ 情報セキュリティが侵害された場合の対処

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、本開発・実証に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を策定するとともに、証跡（例：ログ、機器など事象の精査に必要なもの）の取得・分析が可能な体制を整備し、事務局を経由して総務省に提示するものとします。証跡の取得・分析が可能な体制の整備に当たっては、当該業務の遂行する担当者以外の専門部署（例：セキュリティ担当、構築担当など）の関与を含めるものとします。また、本開発・実証に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処するものとします。

作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、業務を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、事務局に、口頭にてその旨第一報を入れること。事務局への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うものとします。

当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）の作業者を明らかにし、平日の10時から18時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は8時間以内に事務局に報告するものとします。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく事務局に提出するものとします。

総務省及び事務局の指示に基づき、対応措置を実施するものとします。また、対応措置を実施するに当たっては、当該業務の関係法令等（例：個人情報保護法、一般データ保護規則など）で求められる対応事項及び報告期限等を厳守するものとします。情報セキュリティが侵害された場合としては、以下に示す事象が想定されます。

- ・ マルウェア、ランサムウェア等の不正プログラムへの感染（技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）
- ・ DDoS 攻撃等のサービス不能攻撃によるシステムの停止（技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）
- ・ 情報システムへの不正アクセス（技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）
- ・ 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失（技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）

- ・ 個人情報をはじめとする要機密情報の流出・漏えい・改ざん（技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）
- ・ 異常処理、SSL 証明書有効期限切れ等による長時間のシステム停止（技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）
- ・ 総務省又は事務局が技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）に提供した又はアクセスを認めた総務省及び事務局の業務の情報の目的外利用又は漏えい
- ・ アクセスを許可していない総務省又は事務局の情報への技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）のアクセス

情報セキュリティが侵害された場合は、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は自己の責任と負担において原状回復、信用維持その他一切の措置を講じるものとします。

また、本業務において国の安全に関する重要な情報を取り扱う場合、情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するため、必要な記録類を契約終了時まで保存し、事務局の求めに応じてこれらの記録類を引き渡すものとします。

ク 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の周知

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）におけるものを含む。）は、総務省又は事務局から、本開発・実証に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する以下の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答するものとします。

- ・ 本応募要領及び仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績
- ・ 技術開発主体、研究・調査主体に取り扱いわせる総務省及び事務局の情報の機密保持等に係る管理状況

ケ 情報の取扱い

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って当該情報を取り扱うものとします。保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存するものとします。また、当該情報である電磁的記録又は重要な設計書について、滅失、消失又は改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に支障を及ぼす可能性が高いと判断されるときは、バックアップ又は複写を取得するものとします。

コ 外部電磁的記録媒体に保存した情報の保護

技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等も含む。）は、情報を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、管理簿を作成し、当該外部電磁的記録媒体を放置せずに、施錠可能な保管庫、棚等に施錠保管するものとします。また、外部電磁的記録媒体が主体認証機能や暗号化機能を備えるセキュアな外部電磁的記録媒体である場合、これに備わる機能を利用するものとします。なお、外部電磁的記録媒体の使用は、ほかに代替手段がない真に必要な場合に限りとし、使用後は、保存した情報について完全に削除するものとします。

サ クラウドの利用

クラウド利用に関しては、本開発・実証において要機密情報を取り扱わないものとし、以下を措置するものとします。

- ・ クラウドサービスの利用にあたっては、利用価額等を問わず、再委託の承認事項とします。
- ・ ISMAP に認定・登録されたクラウドサービスの利用を推奨します。

③ 情報セキュリティ監査の受け入れ

- ・ 本開発・実証の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、総務省又は事務局が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、総務省又は事務局が別に定める実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を技術開発主体、研究・調査主体は受け入れるものとします。（総務省又は事務局が別途選定する事業者による監査を含む。）
- ・ 本開発・実証で利用する情報システムに、総務省又は事務局が意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、総務省及び総務省が指定する組織等並びに事務局と連携して原因を調査・排除できる体制を整備するものとします。また、当該体制を総務省又は事務局が書類等で確認できるものとします。
- ・ 再委託を行う場合は、再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について総務省又は事務局の確認（立入調査）を随時受け入れさせることを約すものとします。

(6) 応募者に要求される事項

- ・ 応募者は、本応募要領並びに契約条項及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ・ 応募者は、上記（１）及び（２）の事項を踏まえて提案書にある「業務従事者名簿」を記載してください。
- ・ 応募者は、別に定めるところにより、本開発・実証において調達する物品の提供事業者並びにその製品を記載してください。

応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、事務局との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので御注意ください。

(7) 情報セキュリティ対策として実施する具体的な内容

情報セキュリティ対策として実施する具体的な内容を提案書に記載してください。記載にあたっては、以下の観点が含まれるように記載してください。

- ・ 委託作業開始前の遵守事項
- ・ 委託作業中の遵守事項
- ・ 委託作業後の遵守事項

(8) その他

本事業の実施については、本実施要領のほか、今後新たに取決めを行うべき事項が生じた場合に総務省が定める事項によるものとする。

総務省が新たに定める事項については、総務省ホームページで公開するものとする。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/taisakugijutsu_fy2025.html)

9. 法令等の遵守への対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、本開発・実証を実施した場合には、本開発・実証停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合があります。例えば、実施計画に、許認可を必要とする開発・実証、相手方の同意・協力を必要とする開発・実証、個人情報の取扱いの配慮を必要とする開発・実証などが含まれている場合には、法令等に基づく手続を適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏えいへの対処については、「外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく情報提供（設計図・仕様書・マ

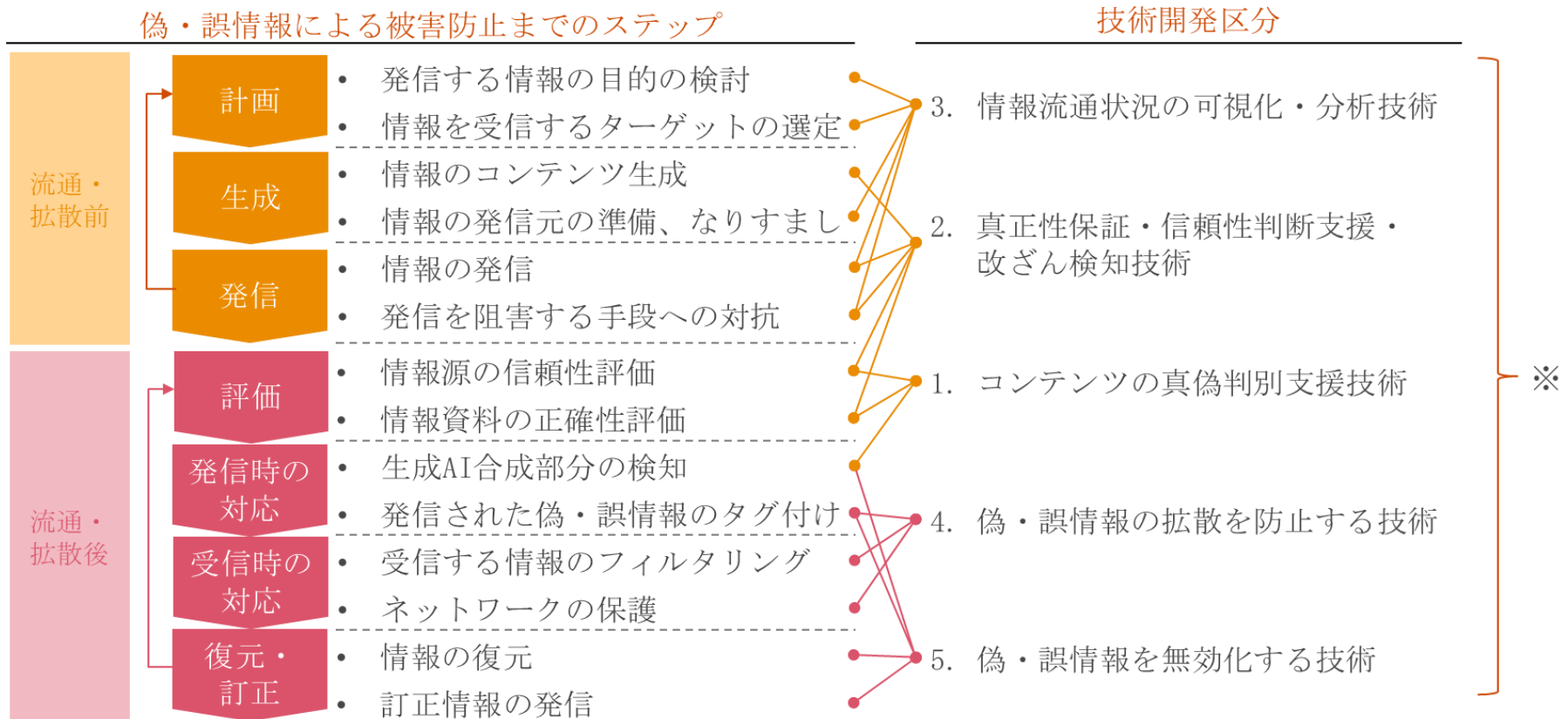
ニユアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供すること、作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

別添1 技術開発区分の詳細

技術開発区分の詳細 1/3

本開発・実証では、偽・誤情報による被害防止までのステップ別に、技術開発区分を以下のように整理しています。

令和6年度 インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業では「1. コンテンツの真偽判別支援技術」「2. 真正性保証・信頼性判断支援・改ざん検知技術」を対象範囲としておりましたが、今年度事業では偽・誤情報の被害防止までの網羅的な対策技術を含めるため、「3. 情報流通状況の可視化・分析技術」「4. 偽・誤情報の拡散を防止する技術」「5. 偽・誤情報を無効化する技術」も含めた対策技術を対象範囲としています。



※ 研究・調査区分は全ての技術開発区分を含む

技術開発区分の詳細 2/3

また、今年度事業では、様々な種類の偽・誤情報の流通・拡散に対応していくため、画像・映像だけでなく音声やテキストを含むマルチなモデルを対象範囲としています。

	定義	ユースケース（例）
文章	自然言語や記号によって表現された情報 文字列の集合として表現され、人間の言語に基づいて意味を持つ	ネット上の記事やニュース報道、様々な言説のファクトチェック ニュース記事とそれに対する反応を分析することで「疑義言説」を自動的に検知し、誤りの可能性を予測し、スコアリングする
画像	視覚的な情報を静止画として表現したもの 2次元空間におけるピクセルの集合で、色情報を含む	画像コンテンツの改ざん検知 コンテンツに対して人間の知覚では判断できない形で任意の情報を埋め込み、不正利用や改ざんを防止・検知
音声	空間内の音の波形を時間軸に沿って記録したデータ 人間の耳に聞こえる範囲の空気の振動をデジタル化したもの	詐欺電話の真偽判定 音響特徴量の分析や、音声認証・声紋分析などによって「フェイク（合成）であるか否か」「本人であるか否か」を判定・識別する
動画	連続する画像と音声を含むメディア 時間軸に沿って変化する視覚情報を表現	ソーシャルメディア上の動画コンテンツの真偽判定 動画内での時系列での不自然さを分析し、生成AIの生成物か否かの判別を行う

※「音声」と「動画」との違い

「音声」も「動画」も音を含んだモデルだが、「音声」は詐欺電話やチャットボットのようなリアルタイムコミュニケーションの中でフェイクかどうかの判断が求められるケースがある点が特徴

技術開発区分の詳細 3/3

ご参考まで、今年度対象としている技術開発区分に関する概要を以下に示します。

偽・誤情報への対応技術（例）

概要

1. コンテンツの真偽判別支援技術	コンテンツ単独による検知	直接的真偽判別	コンテンツ内の情報の位置関係（空間的な歪み）と時系列で見たときの歪みを解析し、ディープフェイクを見破る技術 - 空間的な歪み 照明や背景の不自然さ、生体的な特徴（顔の輪郭や構造）の不自然さ、敵対的生成ネットワーク（GAN）の処理の痕跡など - 時系列で見たときの不自然さ 異常なジェスチャーや行動、まばたきのパターンなど、生体信号の欠如
		間接的真偽判別	蓄積したデータを基にコンテンツを分類し、ディープフェイクを見破る技術 データドリブンでのディープフェイクの検知
	複合的なコンテンツによる真偽判別		インターネット上の情報等、複数のコンテンツを組み合わせたディープフェイクの検出技術 疑義言説収集 等
2. 真正性保証・信頼性判断支援・改ざん検知技術	真正性保証	電子署名	電子的なコンテンツに署名を付与することで、誰が何を作成したか真正性を証明する技術 デジタル証明書 等
	信頼性判断・改ざん検知	電子透かし	コンテンツに対して人間の近くでは判断できない形で任意の情報を埋め込み、不正利用や改ざんを防止・検知することでコンテンツの信頼性を担保する技術
3. 情報流通状況の可視化・分析技術	トレンド可視化	マクロ分析（ソーシャルリスニング）	テキストマイニングや時系列分析クラスタリングなどの手法を用いて、情報流通空間全体のトレンドを可視化する技術
	偽・誤情報の目的・対象の予測	ミクロ分析（ソーシャルモニタリング・アトリビューション）	特定のトピックや個別ユーザー・アカウントの発信内容を把握し、拡散状況や影響を分析し偽情報が拡散しそうなトピックや、情報操作の相手になりそうな集団・個人を前もって予測する技術
4. 偽・誤情報の拡散を防止する技術	情報のタグ付け		改ざんリスクの高いコンテンツに注釈やタグ付けを行い、情報の受け取り手に対する注意喚起を行う仕組み
	情報のフィルタリング		疑わしいと判断されたコンテンツやスパムなどが疑われる情報をフィルタリングし、拡散を防止する仕組み
5. 偽・誤情報を無効化する技術	情報の復元		ディープフェイク攻撃を受けた際、何らかの方法で保持させておいたオリジナルの情報を基に、元通りに復元できる技術
	訂正情報の発信	プレバンキング（事前介入）	偽・誤情報が拡散する前に、その手法や特徴を学ばせたり、「…のようなデマが流れる可能性があるが、それは間違いである」旨の注意喚起を実施する技術
		デバンキング（事後修正）	流通した偽・誤情報に触れた人々に対し、間違っている箇所を提示するなどして正しい情報を効果的に提供する対応技術